

**「奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(案)」
に対する意見募集について**

平成19年7月配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の一部改正により、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定及び支援センター業務の実施が市町村の努力義務となったことに伴い、「奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定のために、平成21年12月から奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会において、これまで3回にわたる検討を進めてまいりましたが、この度「奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(案)」がまとまりました。そこで、奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画を策定するにあたり、広く市民の皆様から意見を募集します。

- 1 意見募集案件
奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(案)
- 2 奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の趣旨
配偶者からの暴力の予防から被害者の自立支援までの施策を総合的かつ一体的に推進を図るため、基本計画を策定し、「DVを許さない意識づくりの推進」と「安心して相談できる体制の整備」「被害者の安全確保と自立支援の充実」「関係機関との連携機能の充実」を重点目標として取り組みます。
- 3 募集期間
5月19日(水)～6月18日(金)
- 4 意見を提出できる個人及び団体
市内在住・在勤・在学の人、NPO または NPO 法人、市内に事務所を有する事業者
- 5 奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(案)の公開場所
素案は、市役所広報公聴課及び男女共同参画課で公開・配布しています。なお、ホームページ (<http://www.city.nara.jp>) で閲覧・ダウンロードできます。
- 6 意見の提出方法
表題に「奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(案)に対する意見」と明記し、意見、住所、(団体の場合は団体の名称・所在地・電話番号)を記載し、市役所男女共同参画課へ郵便又は新書便・FAX・電子メール・ホームページの入力フォーム・持参のいずれかの方法で提出してください。
なお、意見の提出にあたっては、次の点にご注意ください。

- ・ 電話等口頭による意見は受付できません。
- ・ 電子メールによる提出の場合は、件名に「奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(案)に対する意見と入力し、必ずメール本文に意見を記入してください。電子メールに意見を添付しないで下さい。
- ・ 素案に対する意見は、日本語で記入してください。
- ・ 提出された原稿等は、返還できません。

7 意見の取扱

- ・ 提出された意見を考慮して、計画を策定します。
- ・ 提出された主な意見の要点を項目ごとに整理集約した上で、それに対する市の考え方、素案を修正した場合はその内容及び理由を併せて公表します。
- ・ 計画及び意見募集の結果の公表時期は平成22年7月下旬頃の予定です。
- ・ 提出された方へ個別に意見に対する回答は行いません。
- ・ 意見を提出された個人に関する情報は、本件に係る情報としてのみ使用し、他の目的で使用しません。
なお、意見を提出された個人に関する情報は、公表しません。

《意見の提出先》

〒630 - 8122 奈良市三条本町8番1号
奈良市市民活動部人権文化推進室
男女共同参画課
TEL 0742 - 34 - 1525
FAX 0742 - 33 - 6938
Email danjokyoudou@city.nara.lg.jp

奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（案）
（DV防止及び被害者支援基本計画）

奈良市

目 次

基本計画の策定にあたって

| | |
|-------------------|---|
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 DV基本計画法的根拠..... | 1 |
| 3 基本的な考え方..... | 2 |
| 4 計画の期間..... | 2 |

現状

| | |
|-------------------|---|
| 1 全国の状況..... | 2 |
| 2 奈良県の状況..... | 2 |
| 3 奈良市の状況..... | 3 |
| (1) DVに対する意識..... | 3 |
| (2) 相談状況..... | 6 |

計画の体系

| | |
|--------------|---|
| 1 施策の体系..... | 7 |
|--------------|---|

具体的施策の展開

| | |
|-----------------------------|----|
| 重点目標1 DVを許さない意識づくりの推進..... | 8 |
| 重点目標2 安心して相談できる体制の整備..... | 10 |
| 重点目標3 被害者の安全確保と自立支援の充実..... | 12 |
| 重点目標4 関係機関との連携機能の充実..... | 15 |
| DV被害者支援フローチャート..... | 16 |

基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス 以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、このため、周囲も気付かないうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVは、被害者の多くが女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会実現を妨げるものとなっています。その背景には、男女の社会的地位の不均衡や固定的な性別役割分担意識、男女の就業形態や賃金の違い等による経済格差など女性差別の意識が潜んでいるとされています。

このような状況を改善するため、平成13年4月に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)」が制定されました。

奈良県においては、平成18年3月に「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、平成21年1月には第2次の基本計画も策定されています。

本市においても、平成13年度に策定した「奈良市男女共同参画計画」第4章基本方向1の主要課題に「人権の尊重と女性への暴力の廃絶」と位置付け、男女共同参画社会実現に向け、女性に対するあらゆる暴力をなくすための取り組みを進めているところです。

また、平成19年7月には、DV防止法が改正され、施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護と自立支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定や配偶者暴力相談支援センター設置が市町村の努力義務となるなど、地域に根ざした支援のため、市町村の果す役割が重視されることとなりました。

このように、配偶者からの暴力の防止や被害者の自立支援が国や地方公共団体の責務であることが明確化され、奈良市においてもDV被害者への支援体制を充実し、DV防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するために「奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定することとしました。

2 DV基本計画法的根拠

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項「市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。」(努力義務)

3 基本的な考え方

- 1 DV は、重大な人権侵害であり、男女が共に相互の人権と人格を尊重するという認識のもと DV の防止に社会全体で取り組む
- 2 被害者の状況や安全に配慮し、安心して相談できる環境と体制をつくる。
- 3 被害者の状況や意思を尊重し、被害者の自立に向け、きめ細かで継続的な支援を行う。
- 4 関係機関、民間団体との連携・協働のもとに、相談・保護・自立支援を行う。
- 5 DV の被害者も加害者も作らないための予防的取り組みを行う。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 ヶ年間とします。

ただし、計画期間中に法律及び基本方針が見直された場合や新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

現状

1 全国の状況

内閣府が、平成 20 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、これまで結婚したことのある女性の中で、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある人は、女性では、33.2%と、3人に1人が何らかの暴力を経験しています。

次に、相談状況については、各都道府県の配偶者暴力相談支援センターにおいて受け付けた DV 相談件数は、平成 14 年度には、35,943 件であったが、年々増加し、平成 20 年度は、68,196 件となっています。警察における対応件数についても、増加傾向にあり、平成 14 年度 14,140 件が、平成 20 年度は、25,210 件となっています。

また、一時保護については、夫等の暴力を理由に一時保護された件数は、平成 14 年度は、3,974 人ですが、平成 15 年度以降は、4,500 人前後となっています。

2 奈良県の状況

奈良県においては、平成 13 年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の成立を受け、平成 14 年 4 月に、中央子ども家庭相談センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者の相談・保護・自立支援等の体制の強化を図り、平成 16 年 12 月の DV 防止法改正に伴い、平成 18 年 3 月「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」

を策定、その後、計画期間の終了に伴い、平成19年7月の改正DV防止法の内容も踏まえた第二次基本計画が策定されました。

平成20年度に配偶者暴力相談支援センター窓口で受付けた相談件数は、1,009件となっており、平成14年度(693件)と比較して著しく増加しています。また、一時保護件数についても増加傾向にあり、平成20年度は、97件となっています。

奈良県におけるDV相談件数

| 年 度 | DV相談件数 | DV被害者一時保護件数 |
|--------|------------|-------------|
| 平成18年度 | 844 | 76 |
| 平成19年度 | 1,046 | 96 |
| 平成20年度 | 1,009(272) | 97(32) |

平成20年度の()は、奈良市民の相談件数。

3 奈良市の状況

(1) DVに対する意識

奈良市では、男女共同参画社会に関する意識や実態、ニーズを把握し、また、第2次男女共同参画基本計画策定の重要な資料とするため、平成21年8月に「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施しました。(無作為抽出3,000人発送 回答1,730人)

その結果によると、【表1】DVについて、男性の3.4%、女性の10.5%が、「自分が直接経験したことがある」と回答し、「身近な人から相談を受けたことがある」と回答した人を合わせると、男性8.4%、女性20.7%となっています。

また、【表2】「自分が直接経験したことがある」と答えた中で、どこかに相談した人は、40.5%となっていますが、【表3】どこに相談したか問うたところ、「親、兄弟姉妹、親戚」が64.2%「友人、知人」が52.8%と高くなっているのに反し、「市の相談窓口」と回答した人は、11.3%と利用している人が少ないのが現状です。

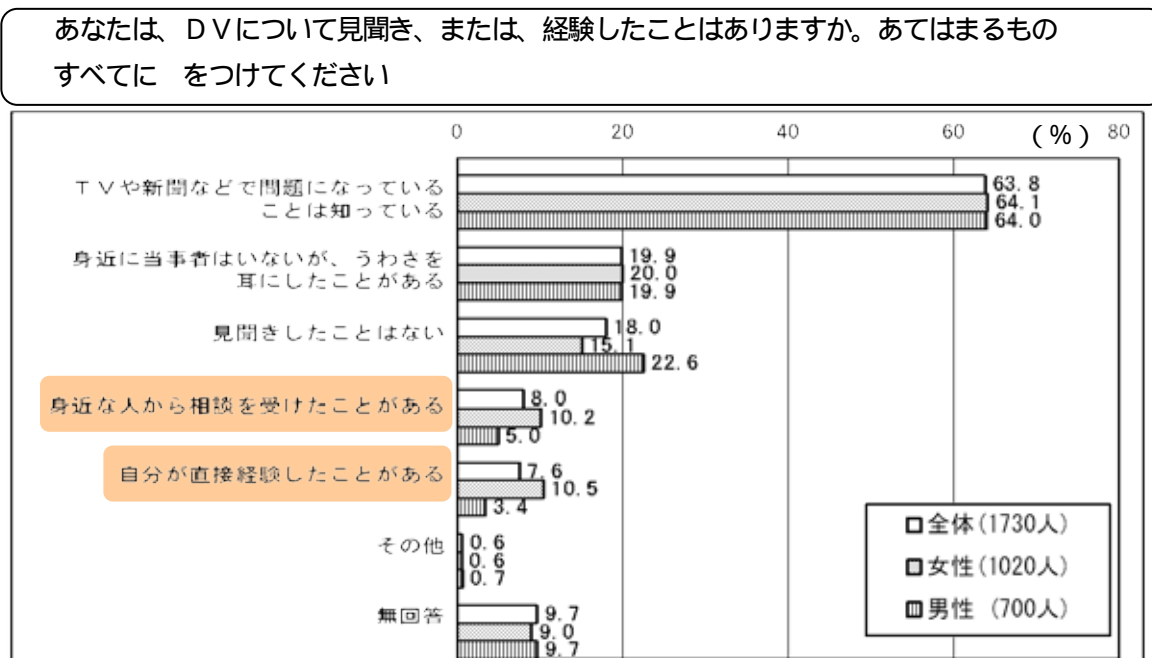
また、【表4】相談しなかった人の理由は、「自分さえ我慢すればいいと思ったから」「自分にも悪いところがあるから」「世間体がわるいから」と回答した人は、それぞれ46.6%・20.5%・19.2%となっています。

こうした意識調査の回答から、女性への暴力(性犯罪、セクシャルハラスメント含む)等への対策として、啓発の充実、相談窓口の充実、被害者避難場所の整備及び教育の充実など、行政に対する多くの課題が提示されているといえます。

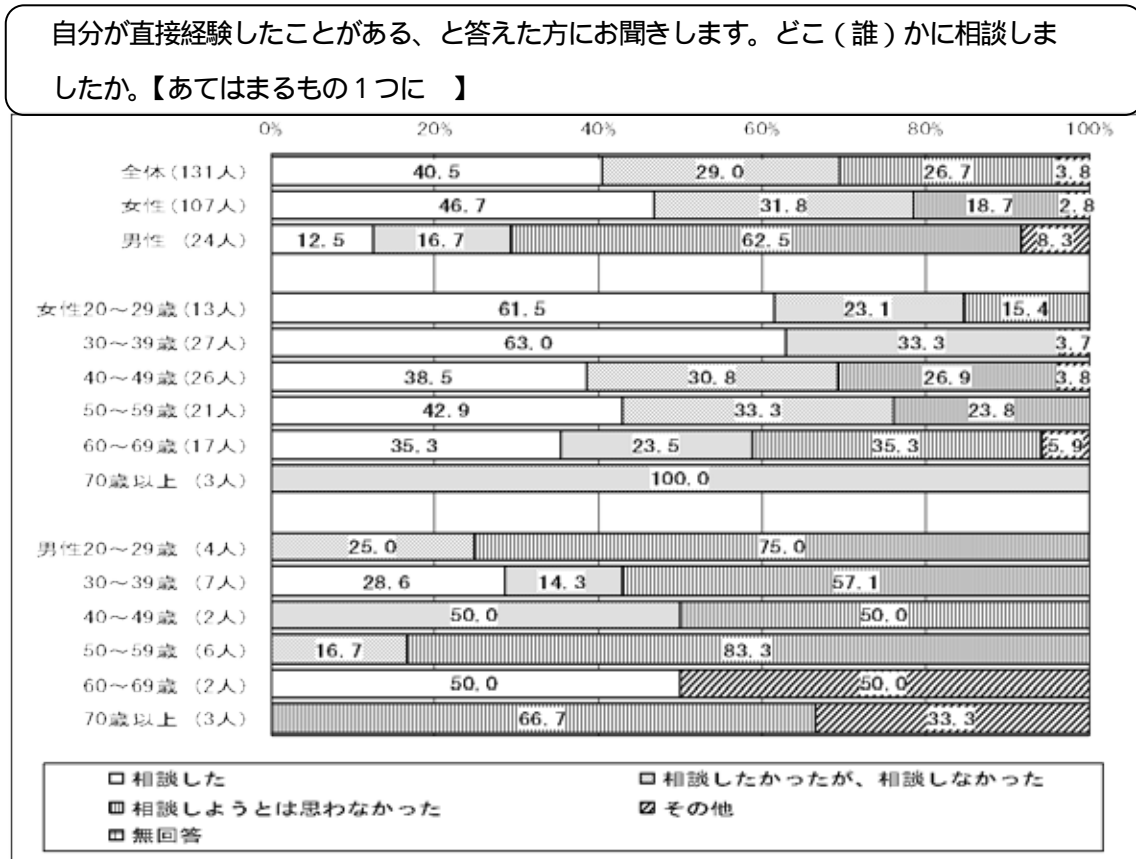
『参考資料「男女共同参画社会に関する市民意識調査」』

(H21.8 無作為抽出3,000人発送 回答1,730人)

【表1】DVの体験

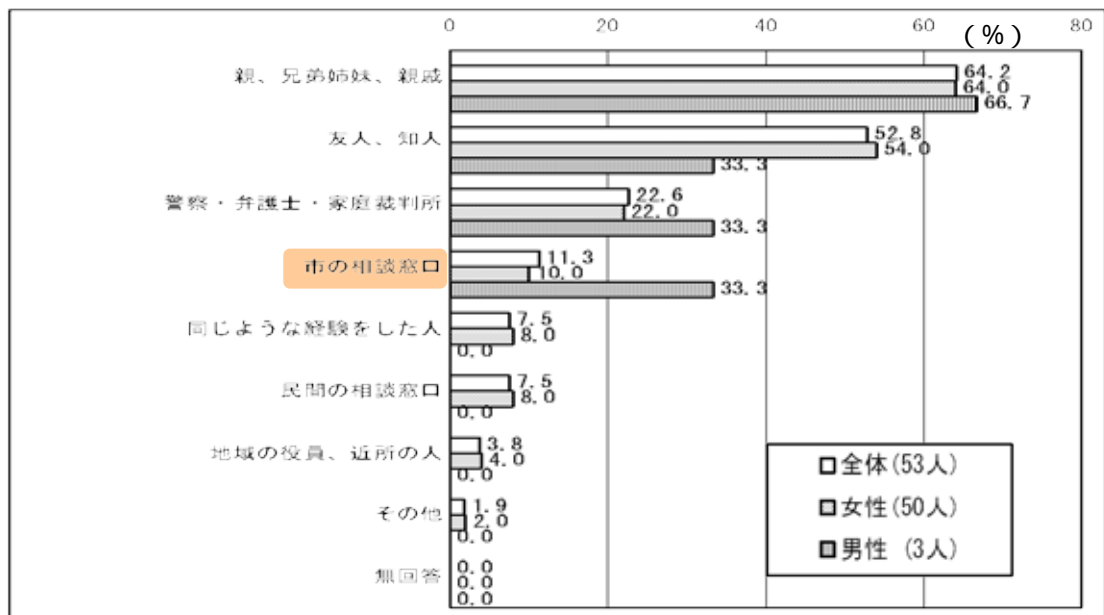


【表2】DVを受けた時の相談の有無



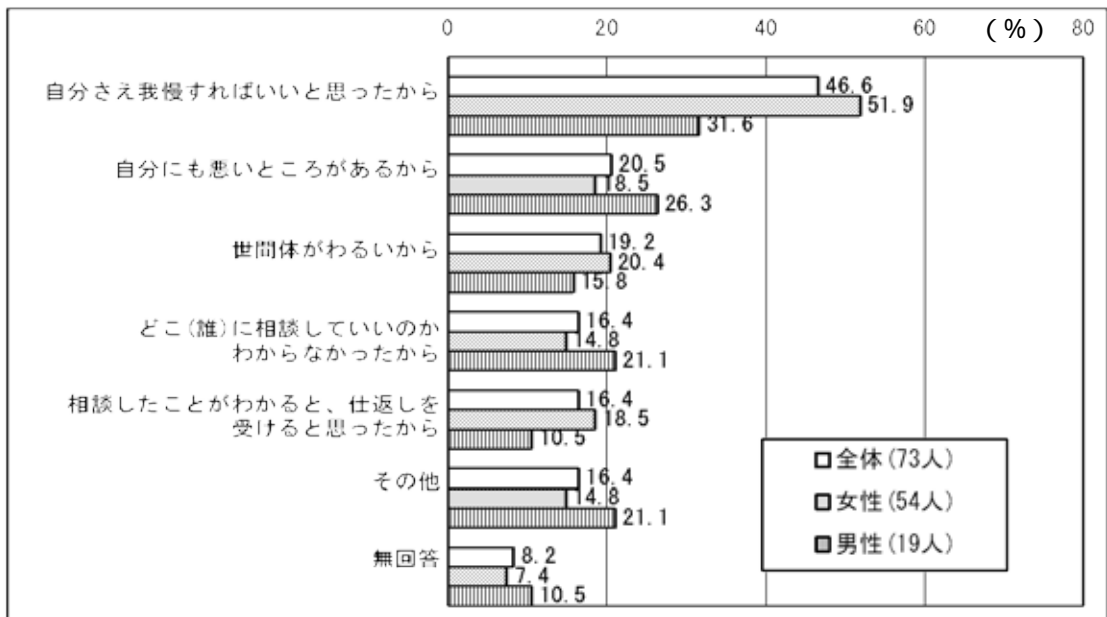
【表3】DVを受けた時の相談先

相談した、と答えた方にお聞きします。どこ（誰）に相談しましたか。あてはまるものすべてに をつけてください。



【表4】DVを受けたときに相談しなかった理由

相談したかったが、相談しなかった、または、相談しようとは思わなかった、と答えた方にお聞きします。そう思われたのは、なぜですか。あてはまるものすべてに をつけて下さい。



(2) 相談状況

奈良市においては、「人権の尊重と女性への暴力の廃絶」を平成13年度に策定した「奈良市男女共同参画基本計画」の主要課題の一つとして位置付け、男女共同参画社会実現に向け、女性に対するあらゆる暴力をなくすための取り組みを掲げています。

男女共同参画センターでは、女性のあらゆる悩みについて、毎週、月・水・金・土曜日の10時から16時、また、西部会館においても毎週、月・水曜日の同時間に、女性相談員3名体制で、女性問題相談室を開設しています。

女性問題相談室では、結婚、子育て、性、介護、DV等の悩みについて、女性問題の視点に立ち、女性相談員が、カウンセリング等により、相談を受け付けています。

子育て課においても、家庭相談員や母子自立支援員によるDV相談も行っています。

また、平成20年度から女性弁護士による女性を取り巻く法律的諸問題について、助言等を行うため、無料法律相談を実施しています。

相談状況

| 年 度 | 女性問題相談室 | | 女性のための法律相談 | | 子育て課 |
|--------|---------|--------|------------|--------|------|
| | 件 数 | うちDV相談 | 件 数 | うちDV相談 | |
| 平成18年度 | 3,017 | 59 | | | 37 |
| 平成19年度 | 3,188 | 65 | | | 50 |
| 平成20年度 | 3,164 | 88 | 117 | 10 | 60 |

計画の体系

1 施策の体系

【重点目標】

【今後の取り組み】

重点目標 1
DVを許さない意識づくりの推進

- DV防止に向けた啓発の充実
- 若い世代への教育の充実
- DV被害の発見・通報体制

重点目標 2
安心して相談できる体制の整備

- 相談機能の拡充
- 関係機関との連携強化

重点目標 3
被害者の安全確保と自立支援の充実

- 緊急時の安全確保と一時保護
- 被害者に対する適切な情報提供及び各種支援
- 住宅支援の充実
- 同伴する子どもへの支援の充実
- 就業支援の充実

重点目標 4
関係機関との連携機能の充実

- 関係機関等との連携強化
- 他県・他市との連携強化
- 民間団体との連携・協働及び支援

具体的施策の展開

重点目標1 DVを許さない意識づくりの推進

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、重大な人権侵害であるにもかかわらず、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

被害者自身もDV被害を受けながら、DVと気付かない女性や相談することをためらう被害者も多く、DVとは身体的暴力のみならず、精神的暴力等も含まれるなど、被害女性本人が正しい認識と理解を得ることが重要であります。

DVは、配偶者間での問題だけでなく、「デートDV」と言われる若者の間でも発生しているのが現状であり、若い世代への啓発も必要と考えられます。

DV防止の観点から配偶者間や親しい関係であっても、暴力は許されない行為であるという意識を社会全体で共有することが必要であり、あらゆる機会を通じてDV被害防止に向けた啓発を推進します。

DV被害者が行政手続きを行う際、各窓口等での二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）を防ぐため、職員等がDVに対する正しい理解と知識を習得する必要があります。

今後の取り組み

DV防止に向けた啓発の充実

ア 広報・啓発活動の推進

広報誌、機関紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を実施する。

DVに対する正しい理解と認識を図るための講演会・講座等を実施する。

イ 市職員等に対する研修の充実

DVに対する正しい理解のための一般的なDVの研修を定期的に行うとともに、関係の深い窓口の職員に対しては、DV発見と二次被害防止のための研修を実施する。

ウ 苦情に対する適切な対応と情報共有

相談・支援にかかる職員の対応等に関して、苦情処理対応窓口を設け、被害者から苦情が寄せられた場合、被害者の立場に立った適切な対応に努めるとともに、DV対策庁内連絡会議で情報を共有・公開することにより今後の支援につなげるような体制づくりを進める。

エ 加害者に対する取組

国県等が行う加害者更生のための調査研究や民間団体による取組について情報収集に努める。

若い世代への教育の充実

ア デートDV防止に向けた啓発等の推進

若い世代を対象にデートDV防止リーフレット等を配布する。また、大学等にリーフレットの設置を行うとともに交際相手からの暴力の予防及び防止のための研修会等を実施する。

イ 学校等における教育・啓発の推進

児童・生徒等の発達段階に応じた男女平等教育を推進し、デートDV防止についての教育等を実施する。

ウ 教職員及び保育士等への研修

DVと児童虐待は重なっており、子どもと日常的に接することの多い学校等の教職員及び保育士等に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、DVの特性、子どもや被害者の立場、配慮すべき事項等についての研修を実施し、DV被害を早期発見し支援につなげることで、児童を虐待から守る。

DV被害の発見・通報体制の整備

ア 市民に対する啓発

DV被害者を発見した場合は、その旨を通報するよう広く市民に周知するとともに通報先である警察・配偶者暴力相談支援センターの情報提供を行う。

イ 医師その他の医療関係者への周知

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。）は、日常業務の中で、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、早期発見及び通報についてのマニュアル並びにパンフレットの作成や配布等を通じて周知を行う。また、被害者が自らの意思に基づき相談機関等を利用できるよう被害者向けのパンフレット等を医療機関に提供する。

ウ 福祉関係者への周知

民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ホームヘルパー等の福祉関係者は、医療関係者と同様、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、早期発見のための研修や講習会を実施し、通報窓口や通報方法の周知を行う。

エ 通報等に対応する体制の充実

配偶者暴力相談支援センター機能や警察が、通報に対して速やかに対応できるよう、関係機関との連携の強化、対応マニュアルの整備等の体制の充実を図る。

重点目標２ 安心して相談できる体制の整備

女性問題相談室は、DV問題を含む結婚、子育て、性、家庭、介護等の女性が抱える多様な問題・悩みについて、女性カウンセラーによる相談を実施しているが、精神的な負担の軽減を求める相談者が多く占めているため、カウンセリングを中心とした相談窓口として実施しています。相談件数から、相談窓口を知らない市民が多くいると考えられます。さらに、DVと自覚していない被害者は多く、暴力は身体的暴力に限られると思っている人も多くいます。このようなため、だれもが、周りを気にせずに容易に相談できる方法を考慮するなどの周知方法が必要です。

また、平成20年度から、女性を取り巻く法的諸問題についての助言等を行い、女性の生き方、暮らしをまもるため、女性弁護士による、女性のための法律相談も実施しています。DV被害者には、相談窓口での人権への配慮、またマイノリティなど多様な背景を抱える被害者に対して個々の状況をふまえた相談体制の整備など多様な支援が必要となります。今後は、被害者支援の中心的な役割を果たす配偶者暴力相談支援センター機能を被害者にとって一番身近な自治体である市に整備することが望まれます。

緊急的に支援が必要なDV被害者については、県中央子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）との連携をはかり、被害者の話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握・理解し、最善の支援策や法制度を正確に教示することに努めます。



今後の取り組み

相談機能の拡充

ア 配偶者暴力相談支援センター機能の整備

被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能の整備を行い、関係機関と連絡調整を図り、相談から自立までの総合的・統括的支援を行うことができる体制づくりに取り組む。

イ 相談体制の強化

被害者に対する確かな相談、支援が実施できるよう、専門的知識を持つ女性相談員、家庭相談員、母子自立支援員を配置し、被害者の安全の確保と、きめ細かな相談対応ができるよう相談体制を強化する。

ウ 相談窓口の周知

相談窓口や相談機関等について、広報誌やホームページ、リーフレット等を活用して市民への周知に努める。さらに、名刺型のカード（相談窓口紹介等）を公共の施設など被害者が抵抗

なく入手しやすいよう配慮した場所に置く。

エ 外国人への相談体制の充実

外国語通訳等を必要とする場合、関係課及び関係機関との連携により、対応する。また、多言語によるDVに関するパンフレットを配布する。

オ 障がい者・高齢者等への相談体制の充実

障がい者・高齢者等のDV相談は、関係課及び関係機関と連携を図り、適切な対応が行えるよう相談体制の整備に取り組む。

カ 相談員への精神的ケア

相談員のスキルアップと二次受傷予防に向けた専門研修の実施や相談員同士での、相互の相談の実施を図る。

関係機関との連携強化

ア 県中央こども家庭相談センターとの連携

県中央こども家庭相談センターと相互の役割分担等について、連絡調整を行い、対応困難なケースについては、指導・助言を受け、被害者に適切な対応ができるよう努める。また、一時保護が必要なケースについては、県中央こども家庭相談センターに引継ぐため、密接な連携を図る。

イ 関係機関との連携

子どもがいる場合や高齢者・障がい者・精神疾患などがある場合は、関係課・機関と連携し、対応する。

各相談機関が相互に連携し、必要な情報の共有化を推進する。

重点目標3 被害者の安全確保と自立支援の充実

DV被害者が暴力から逃れるには、安全な住居の確保が不可欠です。その後の経済的支援、心理的なケアが必要とされています。身体的な暴力だけでなく、長期にわたる精神的暴力など、恐怖による支配から心身に深刻なダメージを負っている被害者は少なくありません。

本人が保護を求める場合は、速やかに保護し、その後の生活再建につなげることが自治体の責務です。

DV被害者の一時保護については、本人の意思に基づき、適当な宿泊先がなく、被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要と認められる場合に行われるもので、DV被害者の人権に配慮するとともに緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるよう対応していくことが求められます。

DV被害者が自立し、安心して生活するためには、求職活動、住宅の確保、行政手続きなど生活基盤を整えるための支援が必要となります。

DV被害者の自立のための各種支援制度に関する情報を提供し、助言する必要があります。

子どもを同伴するケースが多いため、保育や教育の場の確保や子どもの心理的なケアを行う必要があります。



今後の取り組み

緊急時の安全確保と一時保護

ア 緊急時の安全確保の強化

緊急時においても速やかに被害者の安全確保が図れるよう警察等との連携を図り体制作りの強化に取り組む。

イ 保護体制の充実

県中央こども家庭相談センターと連携して、被害者に関する情報共有を図り、被害者や同伴する子どもの一時保護につなげる。

一時保護施設を運営する民間団体とともに支援体制を強化する。

被害者に対する適切な情報提供及び各種支援の実施

ア 庁内関係課の連携

被害者の自立支援については、多くの課が関係しており、関係課の連携を図るため、DV対策庁内連絡会議において事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、適切な支援が行われる

よう体制づくりを行う。

イ 手続きの一元化

被害者の負担軽減、手続きの迅速化のために、被害者の相談内容や、希望する支援の内容を記入する共通様式を設け、複数の窓口に係る手続きを並行して進められるような体制づくりに取り組む。また、その手続きを行う際にも一定の場所に関係部局の職員が出向くことによって、被害者が、1箇所で手続きが進められるような体制づくりに取り組む。

ウ 被害者に対する適切な情報提供

相談においては、自立支援に係る情報提供や助言を行うため、常に最新の情報を収集する。

被害者が速やかに安心して情報提供や支援が受けられるよう、相談窓口は、関係課との連携を図る。

エ 住民基本台帳事務における支援措置を実施する

被害者を保護するため、住民票の写し及び戸籍の附表の写しの交付等を制限して、不当な目的に利用されることを防止する。

オ 生活の安定に向けた支援

経済的支援として、生活保護、児童扶養手当などの福祉制度や貸付制度などの利用について、情報提供や支援を行う。

安定した生活のため、健康保険・国民年金の制度や手続きについて、情報提供や適切な支援を行う。

被害者が短期間に様々な手続きを適切に進めるために、同行支援を実施する。

カ 心と体の支援体制の整備

被害者の心身の安定を取り戻すために、適切な相談機関の情報提供や公的機関・保健所・保健医療機関と連携し、継続的な心身のケアを行う体制づくりを目指す。

キ 単身女性やデートDV被害者に対する支援

子どものいない女性やデートDVの被害女性に対しても、県中央子ども家庭相談センターと連携を図り、緊急一時保護の情報提供を行うとともに必要に応じて生活支援を行う。

住宅支援の充実

ア 市営住宅の入居における条件緩和や目的外使用の検討をする。

イ 被害者の状況に応じ、すみやかに母子生活支援施設への入居を実施する。

ウ 生活保護を適用することにより住宅を確保する。

エ 安全性を確保するために、必要時、市による借り上げ住宅を検討する。

同伴する子どもへの支援の充実

ア 子どもの情報の管理体制の充実

被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を行い、子どもの安全確保に努めるよう学校、保育園等に周知するとともに、教職員等の対応マニュアルの整備を図る。

イ 就学・保育等の支援体制の充実

様々な事情によって住民票の記載がなされていない場合であっても、居住している市町村において、被害者の同伴する子どもの就学、保育園への入園、健診、予防注射が受けられることなどの情報提供を行う。

ウ 子どもの心理的ケアの充実

保育士やスクールカウンセラー等、保育、教育関係者にDV理解を進めるとともに、連携を図り子どもの心理的ケアの充実を図る。

エ 県中央こども家庭相談センター（児童相談所）との連携

子どもの目の前で行われるDVは、直接子どもに向けられたものでなくても子どもに心理的外傷を与え、児童虐待に当たるものである。また、児童虐待に関しては、第一義的に市町村の窓口が対応することになるため、県中央こども家庭相談センターと連携を図り、個々の子どもの状況に応じた支援を実施する。

就業支援の充実

ア 公共職業安定所との連携による就業支援の充実

公共職業安定所と連携し、就職支援や職業訓練制度の情報提供等、就業支援体制の充実を図る。

イ 乳幼児の保育体制の充実

子どものいる被害者の就職活動のために、同伴乳幼児の保育園入園が必要な場合、優先的に取り扱うような体制の充実を図る。

ウ 企業・団体の協力・連携の推進

企業・団体等にDVについての啓発、広報活動を通じ、就労支援等に関する資料の収集、整備に努め、被害者の雇用等について、企業との連携を図る。

重点目標4 関係機関との連携機能の充実

DV 被害者の保護や自立支援を効果的に行うためには、公共相談センター、県、警察、企業などの関係機関と連携し、相談・保護・自立支援に取り組む必要があります。

DV 防止と被害者に対する保護、支援等に対して対応するためには、民間団体との緊密な連携、協力を図りながら、より効果的な被害者支援に取り組む必要があります。



今後の取り組み

関係機関等との連携強化

DV 被害者の保護から自立まで円滑に行われるように、県、警察等関係機関との連携を強化するとともに、DV 対応マニュアルの作成を図る。

他県・他市との連携強化

市域、県域を越える広域的な避難や保護に対しても、広域的な支援が円滑に行えるよう、他県、他市との連携を強化していく。

民間団体との連携、協働及び支援

ア 民間団体等がより柔軟で機動的な被害者支援を行えるよう、相互に情報提供、資料の提供、研修を実施する。

イ 専門的な見地からも支援できるよう民間団体・医師会・弁護士会等との連携強化を実施する。

ウ 女性と子どもの生命を守る仕事は本来、行政の責務であり、それを補完し、DV被害者の保護と支援に取り組んでいる民間団体に対して支援を行う。

DV被害者支援フローチャート

DV被害者

